

(仮称) 宇都宮市地域で支え合う自治会条例（素案）について

現段階において条例に盛り込む内容（案）を記載しており、この内容がそのまま条例案になるものではありません。

項目	内容
目的	この条例は、自治会が人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市の役割について明らかにします。 また、自治会の持続可能性を確保し、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承することを目的とします。
定義	・ 市民：市内に居住する者 ・ 自治会：町又は字の区域その他市内の一定の区域に居住する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体であって、地域住民相互の連絡及び交流、防災活動、防犯活動、環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするもの ・ 地域活動団体：地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体（自治会を除く） ・ 非営利活動団体：自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体（自治会及び地域活動団体を除く） ・ 事業者：市内において事業活動を行う企業その他の団体（自治会、地域活動団体及び非営利活動団体を除く）
基本理念	・ 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域活動に取り組むものとします。 ・ 誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承するために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有するものとします。 ・ 地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性、自立性及び地域の特性を損なわないよう配慮するものとします。
自治会の役割	・ 自治会は、地域住民による民主的な運営の下、地域住民相互の親睦及び交流を推進するとともに、その地域における公共的課題の解決に努めることにより、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちの実現と将来の世代への継承に努めるものとします。

	- 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する情報の積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、地域住民にとって分かりやすく、誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとします。 - 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとします。 - 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市と連携し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとします。
市民の役割	- 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努めるものとします。 - 市民は、自治会への加入や自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。
地域活動団体及び非営利活動団体の役割	- 地域活動団体及び非営利活動団体は、地域活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努めるものとします。 - 地域活動団体及び非営利活動団体は、その活動内容や特性に応じて、自治会活動に積極的に参加及び協力し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとします。
事業者及び住宅関連事業者の役割	- 事業者は、地域活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努めるものとします。 - 事業者は、その事業内容や特性に応じて、自治会活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとします。 - 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。 - 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅の入居者（入居しようとする者を含む。）と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとします。 - 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅が所在する地域の自治会に対して、当該住宅の入居者の自治会への加入に資する情報を提供するよう努めるものとします。 - 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅の入居者に対して、自治会への加入又は自治会の設立に資する情報を提供するよう努めるものとします。
市の役割	- 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとします。 - 市は、地域活動の効果的な推進に向けて、地域の多様な主体が相互に支え合い、協力及び連携が図られるよう必要な環境の整備を行うものとします。

	・ 市は、自治会に関する関係者の理解を深めるとともに、地域の多様な主体による自治会への参加及び協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとします。 ・ 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの相談に応ずるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講じるものとします。 ・ 市は、施策、事業等の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合においては、関係部局間の連携に努め、自治会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとします。 ・ 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を促進し、及び活動に参加することに配慮するものとします。
--	--